

関原発第 322 号  
2021 年 10 月 11 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、2019年6月14日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請しておりますが（以下「既申請」という。）、この度、減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に係る発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請と後申請とが重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、もう一方の申請に対する補正申請を実施する予定です。

**【既申請案件】**

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：2019年6月14日（関原発第104号）
3. 変更の理由：1号炉及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を一部変更する。

**【後申請案件】**

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書  
（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
2. 申請日：2021年10月11日（関原発第317号）
3. 変更の理由：1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンを、1号、2号、3号及び4号炉共用の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。なお、この変更に伴い、3号炉及び4号炉の放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備の記載を最新の記載形式に合わせる。